

岩崎酒造株式会社 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7年 8月 1日～令和 12年 7月31日までの 5年間

2. 内容

目標 1：小学校就学前の子を持つ社員を対象とする短時間勤務制度の対象を小学校就学中の子を持つ社員にまで拡大する

<対策>

●令和 7年 8月～ 制度導入

社員への短時間制度の周知のため社内回覧

目標 2：将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1 か月以上の育児休業取得」を目指し計画期間内に 男性社員：取得率 50%以上
女性社員：取得率 100%を推進する

<対策>

●令和 7年 8月～ 対象従業員と面談し、社員の希望する働き方等の意思確認を行い、併せて、制度に関するパンフレット等を配布し情報提供を行う。

休業者のカバー体制の検討・実施

目標 3：地域の小学校の店舗見学及び若者のインターンシップの受け入れを行う

<対策>

●令和 7年 8月～ 商店街、学校との連携 受け入れ態勢の周知徹底